

山梨県庁本館 4 階 N ゾーン・オフィス環境改革モデル構築業務に係る
企画提案公募要領

1 趣旨

この要領は、山梨県が本館 4 階 N ゾーンを対象として実施するテレワークをはじめとした多様な働き方やペーパーストックレス及び業務内容や仕事相手に応じて柔軟かつ機能的に対応できる執務環境モデルの整備及びオフィス改革を進める上での課題等の把握を内容とする業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な手続及び条件を定める。

2 企画提案を求める業務の概要

(1) 委託業務の名称

山梨県庁本館 4 階 N ゾーン・オフィス環境改革モデル構築業務

(2) 委託業務の内容

山梨県は、人口減少社会の進展や行政課題の高度化・複雑化、デジタル技術の急速な進歩など行政を取り巻く環境が大きく変化する中において、職員の能力を最大限に活かすことにより行政サービスの質の向上を図るため、次により県庁舎のオフィス環境を抜本的に見直し、次により効率性、創造性及び連携性を高める「オフィス改革モデル」の構築を目指している。本件業企画提案は、その実現に資する最適な案の提出を求めるものである。

ア 職員がその時の多様な「働き方（アクティビティ）」に合わせて、最適な場所や設備を自由に選んで働くことができる環境の整備（A BW（アクティビティ・ベースド・ワーキング）を実現すること。この働き方とは、概ね次のものである。

- ・業務に応じて最適な場所を選べる働き方
- ・組織や部署を超えて連携しやすい働き方
- ・県民サービスの向上につながる働き方
- ・デジタル技術を積極的に活用する働き方
- ・環境負荷を低減したサステナブルな働き方

イ テレワークを含む「多様な働き方の実現」の実現の上で必須条件となるペーパーレスについては、起案時に原則全ての書類を電子化するが、補助的に紙も資料として使用することを認め、決裁後には速やかに廃棄するペーパーストックレスを目指す。県側でのペーパーレスの実施状況にかんがみ、原則として什器（職員の机）はそのままとし、脇机と一部書棚について撤去すること。（ペーパーレスの実施については、県側で別途スキャナーを用意する。）

ウ ア及びイの実施を通して、今後県が他の場所で同様の整備を行うに際し課題となる事項を整理し、併せて県の職員に対し必要及び有益と考える事項について情報提供を行うこと。

その他詳細については、別紙「山梨県庁本館4階Nゾーン・オフィス環境改革モデル構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月1日までとする。

ただし、仕様書4(1)から(5)までに定める業務については、令和8年11月30日までとする。

(4) 委託上限額

本業務に係る委託料の上限額 金35,571,800円（消費税及び地方消費税を含む）。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

3 定義

この要領における次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) グループとは、本プロポーザルに共同して参加する複数の事業者により構成される任意の団体をいう。なお、7(2)に定める参加申込書を提出した後は、グループに参加する事業者を変更、追加又は削除することはできない。
- (2) 代表構成員とは、グループにおける構成員のうち、県との連絡・協議に関する一切の窓口、提案書の提出及び説明、契約締結候補者としての手続き並びにグループ全体の総括的責任を負担する者をいう。

4 参加資格

企画提案をすることができるのは、次の各号に掲げる条件の全てに該当する者とし、単独又はグループにより行うことができるが、一事業者につき1回のみ可能とし、同一事業者（別記に定める資本関係又は人的関係がある者を含む。）が複数の企画提案をすることはできない。

なお、グループにより企画提案を行う場合にあつては、構成員のうちから代表構成員を1者選定するとともに、構成員は本プロポーザルにおいて共同して責任を負うものとし、(1)、(2)及び(7)から(10)までについてはグループの全員が、(3)から(6)までについてはグループの構成員のいずれかが該当すれば差し支えないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から企画提案審査の日までの間に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」または「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。本業務の配置予定技術者において、一級建築士の資格を有する者を配置すること。また、過去 5 年以内に、同種又は類似の設計に係る業務を受託した実績を有すること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく本業務に応じた工種の許可を受けているものであること。（支店、営業所等で参加する場合は、当該支店、営業所等で許可を受けていること。）また、同法に基づく適正な技術者 1 名を施工時に工事現場に配置すること。
- (5) 山梨県の発注する建設工事（出納局管理課発注業務を除く。）の請負に係る競争入札参加資格の認定を得ていること。
- (6) 令和 2 年度から令和 7 年度までの間に、次のア及びイに掲げる条件をいずれも満たす業務を行った実績を有すること。
- ア 国又は地方公共団体を相手とした働き方改革に繋がるオフィスリニューアル（対象となる職員数が 30 名以上の規模を有するものであること）の提案又は支援の役務又は委託業務を元請として請け負った実績があること。
- イ 国又は地方公共団体を相手としたオフィス什器の納入実績（1 件が 100 万円以上のものであること）があること。
- (7) 山梨県県税条例（昭和 36 年山梨県条例第 11 号）の規定により県に納付すべき税金又は納入すべき納入金を滞納している者でないこと。
- (8) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。
- イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は法人であってその役員が暴力団員であること。
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者であること。
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者であること。
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であること。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が

上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者であること。

5 日程

① 公募型プロポーザル実施公告	令和8年5月13日(水)
② 本委託業務に関する質疑受付	令和8年5月20日(水)から 令和8年5月27日(水) 午後5時まで
③ 本委託業務に関する質疑回答期限	令和8年6月3日(水)
④ 参加申込書等の提出期限	令和8年6月5日(金) 午後5時まで
⑤ 参加資格の有無の認定通知	令和8年6月10日(水)
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和8年6月24日(水) 午後5時まで
⑦ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和8年7月10日(金)
⑧ 選定結果の通知	令和8年7月13日(月)
⑨ 業務委託契約の締結	令和8年7月13日(月)
⑩ 選定結果等の公表	令和8年7月17日(金)

6 担当部署(書類提出先・質問受付)

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁本館4階)

山梨県総務部職場環境マネジメント課庁舎管理担当

電話 055-223-1391

電子メールアドレス shokuba-kankyo@pref.yamanashi.lg.jp

7 企画提案の提出と審査等

(1) 本委託業務に関する質問の受付

ア 本件に関する質問は、令和8年5月20日(水)から27日(水)午後5時(必着)まで質問書(様式1)により受け付ける。

イ 質問方法は電子メールによることとし、当該電子メールの件名には「山梨県庁本館4階Nゾーン・オフィス環境改革モデル構築業務参加表明質問」と記載すること。

電子メールアドレスは、shokuba-kankyo@pref.yamanashi.lg.jp とする

ウ 回答は、令和8年6月3日(水)までに山梨県庁公式サイト内の本業務募集ページにおいて公開する。

エ 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、

本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないことがある。

(2) 参加申込

本件企画提案に参加申込みをしようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

	提出書類	部数
①	参加申込書（様式2、様式2別紙）	1部
②	企画提案参加資格確認書（様式2-1）	1部
③	代理人の場合は委任状（様式2-2）	1部
④	誓約書（様式3-1）	1部
⑤	役員名簿（様式3-2）	1部
⑥	資本関係・人的関係等に関する調書（様式3-3）	1部
⑦	履歴事項全部証明書（申込日から3ヶ月以内に発行されたもの【写し可】）	1部
⑧	会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）	1部
⑨	山梨県内に本店又は支店等を有する場合は、参加申込日前3か月以内に発行された山梨県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く）すべての税目に未納がないことの証明書。写しでも可とする。	1部

イ 提出方法・提出期限・提出場所

(ア) 提出方法 郵送又は持参

(イ) 提出期限 令和8年6月5日（金）午後5時（必着）

(ウ) 提出場所 山梨県総務部職場環境マネジメント課庁舎管理担当
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館4階）

※持参の場合の受付は、平日（山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）第1条に定める県の休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から12時まで及び午後1時から5時までとする。

ウ その他

(ア) 郵送により参加申込書を提出した場合は、翌々日以降提出状況の確認をイ(ウ)に定める担当に確認すること。

(イ) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を郵送又は持参により提出すること。また、企画提案書類が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

(ウ) 提出書類を審査の上で、参加資格の有無を令和8年6月10日（水）までに電子メールにて通知する。

(3) 企画提案書類の作成・提出

ア 企画提案書類の作成

企画提案書は、仕様書及び別紙「山梨県庁本館4階Nゾーン・オフィス環境改革モデル構築業務に係る企画提案の審査基準」（以下「審査基準」という。）

を熟読のうえ、審査基準の審査項目に沿って、次のとおり作成すること。

	提出書類	部数
①	企画提案書かがみ（様式5）	1部
②	目次（様式任意）	6部 （正本1部、写5部）
③	企画提案書（様式任意） ・規格：A3版 ・枚数：片面10枚を限度（表紙・目次及び見積書を除く） ・フォントサイズ：12pt以上（ただし、図表や注釈においてはその限りではない）	
④	見積書（任意様式とし、積算内訳を記載）	

※見積書の宛名は「山梨県知事 長崎幸太郎」とすること。また、見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明示することとし、一式計上ではなく、第三者により各項目の単価が客観的に判断可能な積み上げ方式とすること。

イ 提出方法・提出期限・提出場所

（ア）提出方法 郵送又は持参。併せて、USB等の電子媒体で提出すること。

（イ）提出期限 令和8年6月24日（水）午後5時（必着）

（ウ）提出場所 山梨県総務部職場環境マネジメント課庁舎管理担当
山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館4階）

※持参の場合の受付は、平日の午前9時から12時まで及び午後1時から午後5時までとする。

ウ 無効とする企画提案

提出された企画提案が次のいずれかに該当する場合は、当該企画提案は無効とする。

（ア）この要領に定める手続きに適合しない場合

（イ）提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 選定方法等

（ア）企画提案書の審査は、審査基準のとおりとする。

（イ）企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション（20分）と質疑応答（10分）により行うが、企画提案応募者数によっては、時間を短縮する場合がある。審査日時は、令和8年7月10日（金）を予定しているが、実施詳細はメールで通知する。

（ウ）プレゼンテーション時に追加資料の提出は認めない。また、既に提出された企画提案書の再提出及び差し替えについても認めないものとする。

（エ）企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とする。

(オ) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。

オ 選定結果の通知・公表

選定の如何に関わらず、企画提案応募者にはそれぞれの審査結果を個別に通知する。その上で、後日、選定結果と契約内容を山梨県のホームページで公表する。

また、ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案応募者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とし、契約者以外の企画提案応募者の名称又は氏名は公表しない。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通（委託候補者がグループの場合は、グループの構成員の数に1を加えた数）作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 県財務規則第109条の2に該当する場合には、契約保証金は免除する。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合には、一部修正又は調整等を行う場合がある。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 現地確認
必要に応じ、仕様書3（1）に掲げる対象場所を確認したい場合は、事前に県の担当職員と調整のうえ、県の担当職員が立ち会いのもと行うことができる。ただし、現地確認を行う日は、平日の午前10時から午後4時までとするなど執務中の他職員の業務に支障のない範囲で行うものとする。
- (3) 提出書類の取り扱い
ア 企画提案応募者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案応募者に帰属する（契約後に仕様書として扱うものを除く）。
イ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負う。
ウ 提出した提案書は、書き換え、引き換え、または撤回することはできない。
エ 提出書類は、返却しない。
- (4) 企画提案応募に関する費用負担
ア 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提案応募者自身の負担とする。

イ 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

(5) 山梨県との連絡・調整

受託事業者に選定された場合は、県の担当職員と密接な連絡及び調整を行うことにより業務を進めるものとする。

10 本件に関する問い合わせ先

山梨県総務部職場環境マネジメント課庁舎管理担当

担当 課長補佐 畑野、副主査 由井

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 (直通) 055-223-1391

電子メールアドレス shokuba-kankyo@pref.yamanashi.lg.jp

資本関係又は人的関係がある者の同一案件への参加制限の基準例

当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。

（2）において同じ）の関係にある場合

(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但し（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

エ. 組合の理事

オ. その他業務を遂行する者であって、ア. から エ. までに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合